

広島県告示第三百二十九号

広島県土地利用基本計画の一部を次のとおり変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定によって公表する。

なお、その関係図書は、広島県環境県民局環境県民総務課及び各広島県農林水産事務所（農林事業所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

都市地域について、広島市の区域の一部を変更した。

広島県土地利用基本計画の変更について

平成 23 年 2 月

広 島 県

I 変更内容総括説明書

別紙様式1

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

(単位：ha，%)

	現行計画面積		変更面積			変更後の計画面積	
			拡大	縮小	差引		
都市地域	277,745	32.8		3,069	△ 3,069	274,676	32.4
農業地域	603,951	71.2				603,951	71.2
森林地域	634,411	74.8				634,411	74.8
自然公園地域	37,973	4.5				37,973	4.5
自然保全地域	2,359	0.3				2,359	0.3
五地域計	1,556,439	183.6		3,069	△ 3,069	1,553,370	183.2
白地地域	1,845	0.2				1,845	0.2
県土面積	847,905	100.0				847,927	100.0

(注) 1 県土面積は、平成21年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

2 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

2 計画書の変更概要

計画書の項目	変更の概要	変更を必要とする理由（要旨）
	<div data-bbox="728 539 965 612" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">変更なし</div>	

3 変更に係る調整経過

区分	調整先の名称	年月日	調整の概要
市町村	広島市	平成22年11月24日 ～ 平成22年12月13日	問題なし
県	土地利用調整会議	平成22年11月24日 ～ 平成22年12月6日	問題なし
	広島県国土利用計画審議会	平成21年2月5日	問題なし

【記載上の注意事項】

この表は、各調整先ごとに調整の結果の概要を記載する。

4 五地域に係る個別規制法における調整状況

各個別規制法名	年月日	調整の概要
都市計画法	平成22年12月3日	都市計画法第5条の同意協議に係る事前協議(了)
農振法	平成22年9月30日	「都市計画と農林漁業の調整措置について」に係る連絡調整に基づく意見照会等(了)

【記載上の注意事項】

1)この表は、各個別規制法ごとに、調整の結果の概要を記載する。

2)「個別規制法における調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との間のものを指す。

変 更 内 容 説 明 資 料

平成23年2月

広 島 県

変更内容説明資料
1.5地域区分の変更に係る説明資料

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村	変更部分の面積		変更部分の重複状況等			変更部分の地目現況 (ha)	変更を必要とする理由	地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況
			拡大 (ha)	縮小 (ha)	重複地域 (ha)	細区分の指定状況 (ha)	白地地域の増減 (ha)					
1	広島都市地域 【8-1, 2】 〔湯来〕	広島市		3069	農業 3069 森林 2216	農用地区域 312 民有林 2216 保安林 10		農地 312 宅地 172 山林 2,216 他 369	現況が山林や農地等であり、一体の都市として総合的な開発・整備・保全が必要がないため。	山林、農地等としての利用を図る。	都市計画区域廃止指定 準都市計画区域の指定	12月3日中国地方整備局：了（都市計画法関係） 9月30日中国四国農政局：了（農振法関係）

- 注1：調整上問題となっている案件については、変更地域名の頭に「☆」印を付し、「変更を必要とする理由」欄等いずれかの欄に簡潔に内容を記載して下さい。
注2：「変更部分の面積」については、未確定の場合は拡大・縮小のいずれかに「○」を記入して下さい。
注3：「変更部分の重複状況等」については、変更部分に重複する他地域の名称と細区分を記入して下さい(未確定の場合面積値は不要)。
注4：「個別規制法の調整状況」については、個別規制法に係る事前協議終了予定時期を記載して下さい。
(土地利用基本計画変更の事前調整開始までに、個別規制法に係る関係地方行政機関との事前協議を終了する必要があることにご留意下さい。)